

令和3年度

第4回定例農業委員会会議録

令和3年7月20日 開催

令和3年7月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和3年度 第4回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第8号

令和3年度 第4回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和3年7月20日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和3年7月20日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和3年7月20日 午前 10時00分

閉会 令和3年7月20日 午前 11時05分 (会期1日)

第1日目(7月20日)

出席委員 19名

1番	中添 文彦	8番	笹川 武義	15番	滝川 廣男
2番	谷本 利信	9番	井脇 弘幸	16番	渡辺 玲子
3番	三好 直樹	10番	長尾 清	17番	大野 政則
4番	國重 義廣	11番	川西 正廣	18番	藤重 英子
5番	森 健人	12番	藤滝 健造	19番	丸尾 説男
6番	福家 範行	13番	三好 満		
7番	佐藤 裕子	14番	三好 光春		

議事録署名委員

5番 森 健人 委員、 6番 福家 範行 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 渡邊 宏樹 主任主事 岩部 有起 副主幹 大林 栄司

傍聴人 0人

議事日程

令和 3 年 7 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 綾川町農業委員会農地利用最適化推進委員の決定について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 9 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 3 年 7 月 農業委員会議事録

午前 10 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 3 年度第 4 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いいたします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いいたします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いいたします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の農業委員出席者は 19 名です。

会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、5 番 森 健人 委員、 6 番 福家 範行 委員を指名します。

議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案「綾川町農業委員会農地最適化推進委員の決定について」事務局より説明願います。

事務局

それでは、第 1 号議案「綾川町農業委員会農地最適化推進委員の決定について」説明します。

令和 3 年 1 月 8 日から 2 月 1 日までで、21 名の応募・推薦があり、滝宮地区の大野政則委員は農業委員、推進委員両方に推薦されており農業委員となりましたので、実質 20 名となっております。綾川町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例第 3 条に「推進委員の定数は、20 人とする」と、なっております。

また、綾川町農業委員会農地最適化推進委員は、農業委員会が委嘱することとなっております。応募・推薦がありました推進委員を、区域別にご報告します。

昭和1 富野 正行、昭和1 藤川 清徳、昭和2 大野 均
昭和2 植田 明美、陶 福家 重夫、陶 大芝 博信、陶 福家 棟貴
陶 原 拓也、滝宮1 津村 剛志、滝宮2 松内 利和、羽床1 宮本 清信
羽床2 楠原 徳大、粉所 山地 康弘、粉所 石丸 勝彦、西分 岡田 行夫
山田1 山口 守、山田2 橋川 正廣、山田3 長川 富雄
羽床上 泉谷 幸一、羽床上 岡田 幸彦

また、区域名、区域を構成する地域及び定数としましては、

昭和1 畑田全域 2名、 昭和2 千疋全域 2名、 陶 陶全域 4名
滝宮1 滝宮全域 1名、 滝宮2 萱原全域・北全域 1名、
羽床1 小野全域 1名
羽床2 羽床下全域 1名、 粉所 粉所東全域・粉所西全域 2名
西分 西分全域 1名、 山田1 山田上全域 1名、 山田2 山田下全域 1名
山田3 東分全域 1名、 羽床上 羽床上全域・牛川全域 2名
合計20名です。

綾川町農地利用最適化推進委員として委嘱についてご審議をお願いします。

議長

以上のように事務局から説明がありましたが、議案第1号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし



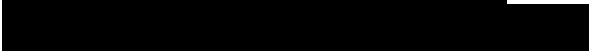
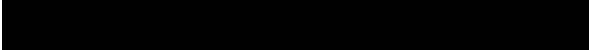
議長

続きまして、議案第2号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、5件です。

議案第1号-1

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： 
譲渡人： 
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は農業廃止を考えていたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は、1,803 m²、本申請により取得する農地が692 m²、新たに利用権を設定する農地（議案書P.7 議案第5号案件第1号）が3,043 m²あります。これらの面積を合計すると5,538 m²であり、下限面積を超えております。現所有農地については、全て適切に維持管理されています。


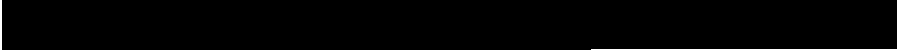
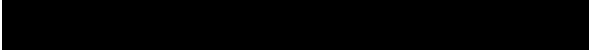

取得後の営農計画としては、野菜です。

譲受人の農作業歴としては、15年、農作業の従事日数は、150日で、機械の所有状況については、トラクター1台、納屋25 m²を所有しています。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 100m、徒歩で 3 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-2

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： 
譲渡人： 
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は現在譲受人が借り受けて耕作しており、経営規模の拡大を考えていた譲受人の要望により申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 6,164 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。



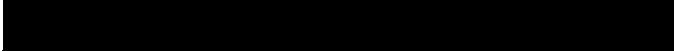

取得後の営農計画としては、水稲です。

譲受人の農作業歴としては、40 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、乾燥機 1 台、軽トラック 1 台、納屋 70 m²を所有しています。また、水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 100m、徒歩で 1 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-3

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： 
譲渡人： 
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人が労働力不足により農地の処分を考えていたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 6,164 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稲です。

譲受人の農作業歴としては、40 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、乾燥機 1 台、軽トラック 1 台、納屋 70 m²を所有しています。また、水稲の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 100m、徒歩で 1 分と、通作可能な圏内に居住しているもの

考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-4

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人が労働力不足により農地の処分を考えていたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は6,164㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業歴としては、40年、農作業の従事日数は、150日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、軽トラック1台、納屋70㎡を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は100m、徒歩で1分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第1号-5

地 図： [REDACTED]
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： [REDACTED]
譲渡人： [REDACTED]
譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、経営規模の拡大を考えていた譲受人の要望により申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は8,123㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、野菜です。

譲受人の農作業歴としては、50年、農作業の従事日数は、180日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、トラック1台を所有しています。また、野菜の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は200m、徒歩で1分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しない

いことから、許可相当と考えます。

以上、今月は5件の申請です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第4条の規定による許可申請について、説明します。今月は1件です。

議案第3号-1

地図・図面：

申請地：

地種： 第2種農地

併用地： なし

申請者：

用途： その他の業務用地

施設の概要： 作業所平屋建1棟 22.61 m²

申請事由： 作業場建物

説明：【理由】 申請者は、で行政書士事務所を構えておりますが、平成27年頃にその業務の作業を自宅近くで行うため、自身の所有する土地でプレハブの作業所を建築及び来客者等の駐車場用地の造成をしました。

申請地以外の土地で代理人より他の農地で転用の相談があり、調査したところ無断転用が発覚し、是正を求めていたものです。

反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えています。

【資金】 本申請に伴う計画は無し

【期間】 平成24年4月頃

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません

【排水】 雨水：溜枡の設置や南側の敷地内水路を經由し西側水路へ放流
汚水：なし

【他法令許可】 -

【水利】

【隣接同意】

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。今月は4件です。

議案第4号-1

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地種： 第3種農地

(土地計画法による用途地域指定 第二種低層住居専用地域)

併用地：

譲渡人：

譲受人：

用途： 商業・サービス等用地

施設の概要： 露天ドッグラン

申請事由： 貸ドッグラン用地

説明：【理由】 申請人は、併用地にある の取締役で、 などの愛犬のストレスを解消するためのドッグラン用地（リードなしで遊べる場所）を造成し、自身が代表を務める法人に貸すことを計画しました。

に隣接する農地で所有者（譲渡人）は、高齢で農地の管理に苦慮していたところ、双方の意向が合致したため、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 384万円 造成費 600万円、建築費 0万円
自己資金 984万円、借入金 0万円

【期間】 令和3年9月1日（許可後）～令和3年10月31日

【造成】 碎石 H=0.15m アスファルト舗装 H=0.03m

その後、人工芝を張る計画

コンクリート擁壁 なし（既設畦畔コンクリートを利用）

【排水】 雨水：溜枡を設置し西側水路へ排水、 汚水：なし

【他法令許可】 -

【水利】

【隣接同意】

議案第4号-2（4月農振除外案件）

地図・図面：

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地：

地種： 第3種農地

併用地： -

譲渡人：

譲受人： [REDACTED]

用途： その他の業務用地

施設の概要： 給水管、埋設管管理用点検口

申請事由： 給水管埋設用地

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]で酒類及びアルコールの研究、開発、製造および販売を主に営む法人です。

[REDACTED]にある工場へ [REDACTED]の給水管が埋設されているところが開発区域となり、移設が必要となったことをきっかけに老朽化した給水管の全線の改修を計画しました。

[REDACTED]の地下に埋設されている給水管は、開削することができないため、[REDACTED]との協議の結果推進工法での施工となり、発進立坑と到着立坑が必要で、以後の管理もあり、用地が必要となりました。

民有地の地下での施工はできず町道の地下を埋設するためと、線路用地に対しての入射角が垂直に近いことが求められ、本申請地ででしか施工できないため、転用申請に及んだものです。

【資金】 土地代 192 万円 造成費 273 万円、建築費（工事費）3,317 万円
自己資金 3,782 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和3年9月1日（許可後）～令和4年8月31日

【造成】 砕石 H=0.15m、コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：自然浸透、汚水：なし

【他法令許可】 町道占用（協議中）

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 [REDACTED]

議案第4号-3

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地種： 第2種農地

併用地： なし

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 集団住宅その他

施設の概要： 住宅2階建4棟 708.92 m²（177.23 m²/棟）

申請事由： 貸共同住宅

説明：【理由】 申請人は、アパート経営で生計を立てており、現在は [REDACTED]で経営を行っています。近年 [REDACTED]で、賃貸住宅の需要があるとの不動産情報を得て、周辺で土地を探していたところ、土地を貸していた方が失踪し連絡が付かなくなり困っていた土地所有者との間で意向が合致し申請に至ったものです。耕作者との土地貸借契約は、今月末で期間満了し、効力は自動消滅します。

- 【資金】 土地代 1,300 万円 造成費 2,000 万円、建築費 2 億円
自己資金 0 万円、借入金 2 億 3,300 万円
- 【期間】 令和 3 年 9 月 15 日～令和 4 年 9 月 14 日
- 【造成】 花崗土による盛土 H=0.34m、コンクリート擁壁 H=0.6～0.7m
- 【排水】 雨水：溜枡を設置し東側水路へ放流、 汚水：公共下水道へ接続
- 【他法令許可】 開発許可協議中、県道工事承認協議中
- 【水利】 [REDACTED]
- 【隣接同意】 該当なし

議案第 4 号-4

- 地図・図面： [REDACTED]
- 権利設定： 使用貸借権設定
- 申請地： [REDACTED]
- 地 種： 第 2 種農地
- 併用地： なし
- 譲渡人： [REDACTED]
- 譲受人： [REDACTED]
- 用途： 住宅用地
- 施設の概要： 住宅平屋建 1 棟 90.88 ㎡
- 申請事由： 非農家自己住宅

説明：【理由】 申請人は、現在借家で妻と住んでいますが、互いに助け合いが出来て、将来の両親の介護のことも考え、また、休日には農作業も手伝うことが出来る、両親の所有する土地に分家住宅を計画したものです。

- 【資金】 土地代 0 万円 造成費 250 万円、建築費 2,000 万円
自己資金 0 万円、借入金 2,250 万円
- 【期間】 令和 3 年 9 月 1 日～令和 4 年 8 月 31 日
- 【造成】 花崗土による盛土 H=0.23m、コンクリート擁壁 なし
- 【排水】 雨水：溜枡を設置し南側水路へ放流、汚水：合併浄化槽を設置
- 【他法令許可】 町道占用許可申請 許可済
- 【水利】 [REDACTED]
- 【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 4 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 5 号についてです。なお、案件第 2 号に滝川委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第2号案件について、説明します。

P.7をご覧ください。

議案第5号-2

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 14,410 m²

利用目的： 水稲

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R3.8.1～R9.7.31（6年間）

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第2号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第2号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。滝川委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第4号に川西委員に關係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第4号案件について、説明します。

P.8をご覧ください。

議案第5号-4

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

借受人経営面積： 76,457 m²

利用目的： 水稻・麦

賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円

期間： R3.8.1～R9.7.31 (6 年間)

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

案件第 4 号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 5 号の、案件第 4 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。川西委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.7～P.10 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 5 件 合計 13,258 m²

内訳

新規契約： 1 番 1 件 3,043 m²

更新契約： 3、5～7 番 4 件 10,215 m²

以上、審議のほどよろしくお願いします。

議長

議案第 5 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号についてです。なお、案件第 6 号に井脇委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第6号案件について、説明します。

P.13をご覧ください。

議案第6号-6

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 191,236 m²

利用目的： 水稲・麦・野菜

賃料： 年間10a当り10000円

期間： R3.8.1～R9.7.31 (6年間)

以上審議のほどよろしく願います。

議長

案件第6号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第6号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。井脇委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第23号及び24号に谷本委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。第23号案件及び第24号案件について、説明します。

P.22～P.23をご覧ください。

議案第6号-23

所在：

利用権： 賃貸借権
貸付人：
借受人：
転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構
借受人経営面積： 47,071 m²
利用目的： 水稲・麦・野菜
賃料： 年間 10 a 当り 14000 円
期間： R3.8.1～R13.7.31 (10 年間)

議案第 6 号-24

所在：
利用権： 賃貸借権
貸付人：
借受人：
転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構
借受人経営面積： 47,071 m²
利用目的： 水稲・麦・野菜
賃料： 年間 10 a 当り 14000 円
期間： R3.8.1～R13.7.31 (10 年間)
以上審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第 23 号及び 24 号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 6 号の、案件第 23 号及び 24 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。谷本委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.11～P.23 をご覧ください。

契約件数： 21 件 合計 44,109 m²

新規契約： 1 番～5 番、7 番～22 番 21 件 44,109 m²

更新契約： なし

変更契約： なし

貸付先としましては、1番を [] へ、2番を [] へ、3番～5番を [] へ、7番～8番を [] へ、9番を [] へ、10番を [] へ、11番及び13番～18番を [] へ、12番を [] へ、19番～22番を [] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第6号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は5件です。

報告1-1

賃貸人： []

賃借人： []

転貸人：高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： []

解約日：令和3年4月1日

説明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃貸人： []

賃借人： []

転貸人：高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地： []

解約日：令和3年6月30日

説明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-3

賃貸人： []

賃借人： []

申請地： []

解約日：令和3年6月14日

説明：農業廃止による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-4

賃貸人： []

賃借人： []

申請地： []

解約日：令和3年6月21日

説明：農業廃止による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-5

賃貸人：

賃借人：

申請地：

解約日：令和3年6月18日

説明：売買による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上5件です。よろしくお願いいたします。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第6号議案のうち、第5号議案の案件第2号及び第4号、第6号議案の案件第6号及び第23号～24号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第4回定例農業委員会を閉会いたします。

午前11時05分

閉会